(趣旨)

第1条 この告示は、町内に工場等を新設、又は増設する者に奨励措置を講ずることにより、工場等の立地を促進し、産業の振興を図り、もって本町経済の活性化を図るため、世羅町企業の設備等取得補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することに関し、世羅町補助金交付規則(平成16年世羅町規則第39号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(用語の意義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 工場等 物品の製造、加工若しくは修理の事業に直接供する施設、流通施設、 工業に関する試験研究施設、情報通信技術利用事業等施設及びこれらに付帯する 施設、旅館業の用に供する施設、その他町長が町の経済発展に特に寄与すること と認める施設をいう。
 - (2) 新設 町内に既存の工場等を有しない者が、町内へ工場等を建設すること又は町内に既存の工場等を有する者が既存の工場等を廃止して、新たに町内へ工場等を建設することをいう。
 - (3) 増設 町内に既存の工場等を有する者が、新たに町内へ工場等を建設すること又は既存の工場等内へ新たに設備投資を行うこと(償却資産入替の場合は、入れ替えた償却資産の固定資産税額が入替前を下回らないこと)をいう。
 - (4) 投下固定資産総額 当該工場等の新設又は増設に要した費用のうち、土地、 建物及び償却資産の取得費の合計額をいう。

(施設の定義)

- 第3条 前条第1号に規定する町長が認める施設については、次のとおりとする。
 - (1) 世羅町税条例(平成16年世羅町条例第48号)第23条第1項第3号に掲げる者 (予定者を含む。)が新設し、又は増設した工場等の操業に伴う新規雇用常用労 働者を2人以上有する施設
 - (2) 過去に町が企業誘致を行った事業者の事業縮小及び撤退等によって遊休化した土地に、町の責任において利活用に取り組み新たに立地した企業施設

(補助事業者、交付要件、補助率等)

第4条 補助の対象となる者(以下「補助事業者」という。)並びに補助金の交付要件、補助率等は別表のとおりとする。

(指定基準)

- 第5条 前条に規定する交付要件、補助率等については、次の各号に定める基準によるものとする。
 - (1) 投下固定資産総額の判定は、補助事業者が同一事業年度内に取得した固定資産の合計額で行うものとする。
 - (2) 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (補助金の交付申請)
- 第6条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。
 - (1) 設備等取得に要した費用の領収書の写し(土地・建物取得の場合に限る。)
 - (2) 償却資産申告書の写し
 - (3) 工場等配置図及び設計図
 - (4) 法人登記簿謄本又は住民票抄本
 - (5) 定款又は規約
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類 (補助金の交付決定通知)
- 第7条 町長は、前条の申請に係る書類を審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、交付決定の内容を補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該交付申請をした補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金交付請求書(様式第3号)による補助事業者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金の返還等)

第9条 町長は、補助金交付決定通知を受け、又は補助金の交付を受けた補助事業者 が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、当該各号 に定める額の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 事業を廃業し、又は休業し、若しくは移転したとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、補助事業者に対し、返 還命令書(様式第4号)により通知する。

(補助事業者の承継)

第10条 補助事業者について、合併、譲渡、相続その他の事由により当該工場等の変更があった場合は、新設又は増設に係る工場等の承継者は、町長にその旨を届け出て引き続き指定を受けることができる。

(指示事項の遵守)

第11条 補助事業者は、町長が事業報告を求めるなど奨励措置の適用に関して指示を したときは、これに従わなければならない。

(適用除外)

第12条 この要綱は、世羅町新規就農者及び担い手農業者育成特別措置条例(平成17年世羅町条例第9号)の適用を受ける者については、適用しない。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

項目	交付要件	補助率及び補助額
世羅町企業	(1) 都市計画法の工業地域、準工業地域に工場	新設又は増設した
の設備等取	等を新設し、又は増設するものであること、	工場等に投下した
得補助金	若しくは世羅町固定資産税の課税免除に関す	設備取得等代金額
	る条例に規定する要件に適合するものである	に5%を乗じた額
	こと。	(限度額1,000万
	(2) (1)に規定する地域以外においては、町内	円)
	に存する500㎡以上の造成が可能な土地及び	
	公有地であること。ただし、業種業態を勘案	
	し明らかにその面積を必要としない場合はこ	
	の限りではない。	
	(3) 新設又は増築した工場等に対する投下固定	
	資産総額が2,700万円以上であること。	
	(4) その他町長が認めた場合。	

補助金交付申請書

年 月 日

世羅 町長 様

 申請者 住 所

 氏 名

次のとおり世羅町企業の設備等取得補助金の交付を受けたいので、世羅町企業の設備等取得補助金交付要網第6条に基づき申請します。

1	補助金の名称	世羅町企業の設備等取得補助金							
2	設 置 場 所	世羅町大字							
3	主たる業種								
4	設置理由								
5	取 得 費 合 計	¥							
6	交付申請額	¥							
7	用 途 地 域	工業 ・ 準工業 ・ その他(
8	事 業 年 度	年 月 日 ~ 年 月 日							

添付書類

- (1) 設備等取得に要した費用の領収書の写し(土地・建物取得の場合に限る。)
- (2) 償却資産申告書の写し
- (3) 工場等配置図及び設計図
- (4) 法人登記簿謄本又は住民票抄本
- (5) 定款又は規約
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

補助金交付決定通知書

第		뮥
年	月	日

樣

年 月 日付けで申請の世羅町企業の設備等取得補助金については、世羅 町企業の設備等取得補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付決定したの で、通知します。

1	取得費合計	¥
0	赤付油ウ麵	v

補助金交付請求書

年 月 日

世羅町長様

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった世羅町企業の設 備等取得補助金を次のとおり請求します。

- 1 請求金額 金 円
- 2 振込口座

金	融	幾関	名	信金・信組 銀行・農協							支店 支所				
預	金	種	目	1 2	普当	通 座	口座番	뮺			 				
フ	IJ	ガ	ナ												
口	座 -	名 義	人												

返還命令書

 第
 号

 年
 月

 日

様

世羅町長 @

年 月 日付けで交付決定した世羅町企業の設備等取得補助金については、 次のとおり決定したので通知します。

1、補助金

円を取り消す。

(取り消しの理由)